

落札者決定基準 (堺市役所本庁舎で使用する電気の供給(堺市版オフサイト PPA 事業))

1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者について、本落札者決定基準に基づき入札価格と提案内容を審査し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、公平な審査を行うため、本市が設置する堺市総合評価一般競争入札による再生可能エネルギー電力等供給事業者選定庁内委員会(以下「委員会」という。)にて審査を行う。

(1) 価格評価点

入札価格について、後に示す算出式に基づき、「価格評価点」を与える。

(2) 技術評価点

別記「評価表」に基づき提案内容を審査し、「技術評価点」を与える。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点(=総合評価点)が最も高い者を落札者とする。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{総合評価点} \\ \hline \text{(360点満点)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{価格評価点} \\ \hline \text{(180点満点)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{技術評価点} \\ \hline \text{(180点満点)} \\ \hline \end{array}$$

(4) 有効とする数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 総合評価点が最も高い者が複数ある場合の落札者の決定方法

ア 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が異なる場合
技術評価点が高い者を落札者とする。

イ 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じ場合
技術評価点のうち、評価項目「②実施手法」における各委員の合計点が高い者を落札者とする。

ウ 以上アからイで落札者を決定できない場合

入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合は、別途日を定め、くじにより決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

2 価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札価格に基づき、次により算出する。

$$\text{価格評価点} = 180 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

ただし、予定価格を上回る入札を行った者は、落札者としない（技術提案書等の審査は行わない）ものとする。

3 技術評価点の算出方法

入札参加者から提出された技術提案書等を審査し、別記「評価表」に基づき以下の手順により技術評価点を算出する。

(1) 評価点

技術提案書等の記載内容により、各評価項目について次のとおり評価点を付与する。

評価の目安	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
標準である	3
やや劣っている	2
劣っている	1
記述がない（評価できない）	0

(2) 項目評価点

評価点に、評価項目の重要度に応じて設定したウェイトを乗じて、項目評価点とする。

(3) 技術評価点

項目評価点を合計したものを得点とし、委員会の各委員の得点を平均したものを技術評価点とする。

(4) 技術評価点における基準点

(3) の技術評価点が 108 点未満の場合は、失格とする。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に不足又は不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (5) 技術提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 技術評価点が、上記 3（4）における基準点を満たさない場合

別記 評価表

評価項目	評価事項	配点	ウェイト	評価点	項目評価点
①業務実績	【余剰電力の活用】 設置場所の異なる複数の太陽光発電設備で発生した余剰電力を需給調整し、系統を通じて複数の需要家へ小売供給した実績を十分に有しているか。	25点	5	5. 非常に優れている 4. 優れている 3. 標準である 2. やや劣っている 1. 劣っている 0. 記述がない	
	【小売】 小売電気事業者として需要家に電力供給を行った実績を十分に有しているか。	15点	3		
②余剰電力アグリゲーション業務の実施手法	【妥当性】 発電契約者として、複数サイトの発電所の余剰電力を効率よくアグリゲーションすることができているか。	25点	5		
	【モデル性】 脱炭素先行地域の取組として、市内及び全国に波及させるという観点から、モデル性や発電事業者の参入の容易性等があるか。	30点	6		
③事業継続の安定性・信頼性	【経営状況等】 発電契約者として20年間に渡り複数サイトの発電所の余剰電力をアグリゲーションし続ける信頼性を有しているか。	15点	3		
④余剰電力の最大限の活用	将来的な余剰電力発生量の増加も勘案し、余剰電力に紐付く環境価値の本庁舎での活用及び環境価値を分離した後の余剰電力の市内での活用が最大限図られるような提案となっているか。	20点	4		
⑤情報発信	本事業の仕組みや効果等を市民や事業者が見て分かりやすく情報発信できるものとなっているか。	10点	2		
⑥リスクへの対応	履行中に考えられうるリスクについて十分検討され、効果的な対応策が具体的に示されているか。	15点	3		
⑦単価構成の妥当性	契約期間中の余剰電力や本庁舎のロードカーブ、市況等の変動を見越し、長期的に安定した価格で電力供給できる単価構成となっているか。また、単価構成やその算出方法に透明性や具体的な根拠があるか。	25点	5		
		180点 (満点)			点 (得点)